



横浜市議員

竹内やすひろ

# 市政報告

ヒットエンドラン通信



## 横浜市 公園の禁煙について

### 来年4月から全ての公園で

横浜市において管理する公園はおよそ2700か所に上ります。これ迄、公園を含む屋外での喫煙は改正健康増進法により周囲に受動喫煙を生じさせないように配慮義務が課されている。公園内での受動喫煙を防ごうと昨秋に市内の公園5カ所で禁煙も試行。今後は、公園条例を改正して禁止行為の項目に「喫煙」を盛り込み、来年4月から全面禁煙にする方向で検討がされてきました。そして、受動喫煙を防ぐため、観光名所の山下公園など横浜市が管理するすべての公園で来年4月から喫煙を禁止することがこのほど正式に決まりました。対象となるのは市が管理するおよそ

2700か所の公園すべてで、市内有数の観光名所の「山下公園」や「港の見える丘公園」なども含まれています。喫煙が禁止されるのは来年4月1日からで、違反した場合の罰則は5万円以下の過料となります。今後、対象となる公園に看板を設置したり、SNSを活用したりして事前に広く周知。また、多くの人を訪れる大規模なイベントが公園で行われる際に隠れて吸うケースを防ぐため、仮設の喫煙所を設けることも検討されます。



### 10月から児童手当が拡充されます

令和6年10月分（初回支給は令和6年12月を予定）から、児童手当法の改正による制度改正・拡充が行われます。制度改正により申請が必要な方には、申請書が既に発送もされています。制度改正についての問い合わせ等は、横浜市のHPでも分かりやすく説明されています。

#### 制度改正の内容

- 所得制限の撤廃
- 支給対象児童の年齢を「中学生（15歳到達後の最初の年度末まで）」から「高校生年代（18歳到達後の最初の年度末まで）」に延長

- 第三子以降の手当額（多子加算）を月1万5千円から月3万円に増額
- 第三子以降の算定に含める対象の年齢を「18歳到達後の最初の年度末まで」から「22歳到達後の最初の年度末まで」に延長
- 支給回数を年6回（現在3回）に変更

#### 児童手当の歴史

児童手当の歴史を紐解くと、口火を切ったのは地方でした。1968年4月、千葉県市川市と新潟県三条市が、国に先駆け、第4子以降に月額1,000円を支給する児童手当をスタートさせました。いずれも、公明党市議団の訴えが市当局を動かしたものです。続いて、東京都議会公明党が「国に先駆け都独自で実施せよ!」と児童手当導入を訴え、69年12月から都の児童手当制度がスタート。国

会でも、68年に公明党が他党に先駆けて児童手当法案を提出。そして、反対の声を乗り越え、72年1月、ついに国の制度としての児童手当が実現。その後も、政府は繰り返し児童手当の縮小や廃止を画策したが、そのつど公明党は手当の存続と拡充を訴え、制度を守り育ててきた。99年の連立政権参画に当たっても、政権与党の子育て支援策の柱として「児童手当の拡充」が明記されました。

横浜市議員

竹内やすひろ (たけうちやすひろ)

神奈川区政務調査事務所

横浜市神奈川区大口通り127-16コスガビル1F

TEL : 045-716-6822 FAX : 045-716-6823

ホームページ <https://takeuchi.180r.com>

E-mail [mail@takeuchi.180r.com](mailto:mail@takeuchi.180r.com)

政策経営・総務・財政委員会副委員長

健康づくり・スポーツ推進特別委員会

公明党神奈川県本部幹事長代理

公明党神奈川県本部団体局長

公明党神奈川支部 支部長

防災士

公式ホームページ

<http://takeuchi.180r.com>



## 学校における合理的配慮について

令和3年(2021年)に障害者差別解消法が改正され、事業者による障害のある人への「合理的配慮の提供」が義務化されました。この改正法は**令和6年(2024年)4月1日に施行**。事業者が法に反する行為を繰り返し、自主的な改善を期待することが困難な場合などには、国の行政機関から報告を求められたり、助言や指導、さらには勧告を受けたりする場合があります。

「合理的配慮の提供」とは、社会生活において提供されている設備やサービスなどは障害のない人には簡単に利用できる一方で、障害のある人にとっては利用が難しく、結果として障害のある人の活動

を制限してしまっている場合があります。このような、障害のある人にとっての社会的なバリアについて、**個々の場面で障害のある人から「社会的なバリアを取り除いてほしい」という意思が示された場合には、その実施に伴う負担が過重でない範囲で、バリアを取り除くために必要かつ合理的な対応をすることとされています。**これを「合理的配慮の提供」といいます。



### 文字の読み書きが困難な「ディスレクシア」という学習障害について

今回、第3回横浜市会定例会本会議、一般質問で公明党を代表して、久保かずひろ議員が「学校における合理的配慮」について質問しました。公明党横浜市市会議員団にご相談が寄せられた声を具現化したものです。(以下 質疑要旨)

#### ●学校における合理的配慮の提供について伺います。

小・中学校に通う児童生徒の中には、全体的な発達には遅れはないが、文字の読み書きに限定した困難がある「ディスレクシア」という、学習障害のある児童生徒がいます。こうしたディスレクシアの児童生徒は、知的能力や理解力には問題がないため、何かしらの配慮や支援があれば、他の児童生徒と同じように学ぶことができます。しかし、こういった配慮等を行うためには、学校の先生たちが、ディスレクシアをはじめとする様々な障害等に関する知識・理解を深め、日ごろの関わりの中で児童生徒たちが抱える何かしらの困難に気づくことが必要であると考えます。

**【質問】児童生徒が抱える困難や障害に気づき、その子にあった支援につなげていくための、教員の知識・理解を深める取組について教育長に伺います。**

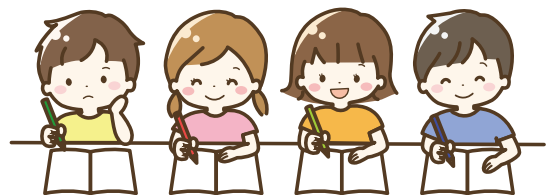
**【教育長答弁】**学習障害を始めとする様々な障害に対する知識・理解を深めるための研修等に取り組んでいるほか、更なる教員の専門性向上のため、教員が特別支援学校教諭免許状を取得するための費用助成を行っております。引き続き着実に取組を進めます。

●学校の先生たちが、学びに困難を抱えている児童がいると気づけても、それに対応する支援がなければ意味を成しません。例えばディスレクシアの児童生徒は、紙の教科書では授業の理解が難しくても、デジタル教科書やタブレット等を使用し、文字の拡大・音声読み上げ・文字入力機能などを活用すれば力を発揮できる場合があります。現在のデジタル教科書が使用できない状況は好ましくないと考えます。

**【質問】紙の教科書では学びに困難を抱える児童生徒に対し、デジタル教科書を使用できることが望ましいと考えますが、教育長に見解を伺います。**

**【教育長答弁】**文部科学省の部会においても、デジタル教科書の使用拡大等に関する検討が始まってきております。本市としても、文字の読み上げ、あるいは拡大機能のあるデジタル教科書は、学びに困難のある児童生徒にとって有効な手段と考えます。今後デジタル教科書の使用を含め、合理的配慮として、児童生徒にとって最適な学習環境が提供できる仕組みを検討してまいります。

●またテスト時における合理的配慮の提供も含め、誰もが全力を発揮して学ぶことができる学校教育の実現を要望しました。



#### ●横浜・公明党発！ 救急電話相談「#7119」が神奈川県全県下で対応可能に●

急な病気やけがで、救急車を呼ぶか、医療機関を受診するか迷ったら…

★電話で相談 **#7119**

または、045-232-7119 年中無休/24時間対応

